

70歳以上 老人保健の高額医療費

限度額を超えた医療費が自動的に口座に入金されます



昨年10月から高齢者医療(70歳以上)の窓口負担が定率(1割、2割)となり、1か月の自己負担限度額を超えた場合は、超過分が払い戻されることになりました。しかし、手続きが複雑なため、償還払いの対象となる人の約8割が申請していない状況(03年6月現在)です。

このたび、手続きの簡素化を求める市民の声と日本共産党の議会での要求をうけ、制度が改善されました。

本人または代理人が、区役所の健康長寿課で一度申請すれば、その後は自動的に超過分が口座に入金されるようになり、翌月以降は申請する必要がありません。

ぜひ申請を!



一回申請すれば翌月以降の申請は必要ありません。代理人でも申請できます。本人も代理人も行けない人は、各区の健康長寿課に電話でご相談ください。

申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②老人保健法医療受給者証
- ③印鑑
- ④本人名義の預金通帳 (郵便局を除く)

※領収書は不要です

各区 健康長寿課

中区	504-2570
東区	568-7731
南区	250-4107
西区	294-6218
安佐南区	831-4941
安佐北区	819-0585
安芸区	821-2810
佐伯区	943-9729

老人保健医療の高額医療費 1か月の自己負担限度額

区分 (一部負担金の割合)	外来診療のみの 限度額 (個人ごとに計算)	入院及び世帯ごとの 限度額 外来診療の上限を個人ごとに 計算後、世帯で合算	
2割負担の人	40,200円	72300円+医療費が 361,500円を超えた場合は 超えた分の1%加算 (40,200円)★	
1割負担の人	市民税課税世帯	40,200円	
	市民税非課税世帯等	II	24,600円
		I	15,000円

★過去12ヶ月の間に、3回以上「入院及び世帯ごとの限度額」の適用を受けているとき、4回目以降の限度額は、40,200円となります。

郵送でも申請できるように

中原ひろみ議員が厚生委員会で要望

7月3日の厚生委員会で中原議員は、「この償還払いの制度を知らない人が多いのではないかと指摘。

市の報告では03年6月現在で、約1万9千件、約9千8百人に対し、約1億2千万円が払い戻されることになっていますが、約8割の人が未申請で、約6千万円が払い戻されていません。

中原議員は、制度の周知徹底を強く要望し、「札幌のように申請書類を返信用封筒で送れるような方法を検討してみてもどうか」と提案しましたが、市は「口座番号が間違えると大変」と消極的な答弁。

中原議員は、「申請に来ない人が悪いと思わず、やってほしい」と求めました。

党創立記念レセプションに秋葉市長が祝賀メッセージ

15日に市内で開かれた「日本共産党創立81周年記念レセプション」(党広島県委員会主催)に、秋葉市長から祝賀メッセージが届きましたので紹介します。(以下、全文)



「日本共産党創立81周年記念レセプション」の開催を心からお祝い申し上げます。

貴党は、1922年に日本で初めて「国民が主人公」の政治を唱え結成されて以来、不断の努力と情熱をもって、常に国民の目線から国政の民主的な改革を訴えられ、国民一人ひとりの暮らしの向上や男女平等、平和の推進などに貢献してこられました。

これまでの御労苦と御功績に対し、改めて敬意を表します。

時代は今、景気の低迷などにより先行き不透明感が漂う中、少子高齢化や国際化、高度情報化等が急速に進展するなど大きな転換期を迎えています。

こうした状況に対応していくためには、これまで以上に住民が主体となった政治を進めるとともに、新たな未来を創造するための知恵とエネルギーを結集し、「さらなる変革」を新たな決意と情熱をもって果敢に押し進めていくことが大切だと考えています。

終わりに、本会の御盛会と日本共産党の今後ますますの御発展をお祈りいたしますとともに、広島市が世界の人々に生きる勇気と希望をもたらす活力のある都市として発展するようお力添えをお願いいたします。

2003年7月15日

広島市長 秋葉 忠利



党市議団が記者会見で実態を告発!

——安佐北区白木町・大椿林道 建設残土投棄問題

日本共産党広島市議団は15日、記者クラブ(市役所内)で会見をおこない、安佐北区白木町で建設残土投棄により、土砂災害の危険性が高まっている実態を告発しました。

現場に何度も足を運んだ皆川議員は、①行く度に土砂の崩落や亀裂が進み、事態は切迫している、②市が整備した林道が本来の目的以外に使われている、③現状では残土投棄を規制する制度がない—と3つの問題を指摘。また、今の現場以外にも新たな投棄予定地があるらしいとの情報も紹介しました。

皆川議員は、「地元では県知事、市長あての陳情・署名運動も生まれている。この問題は他の林道でも起こりうる問題であり、住民と協力して投棄を規制する条例制定にとりくんでいく」とのべ、国土交通省、環境省、林野庁にも要請に行く考えを明らかにしました。



現地の写真を示しながら説明する。(左から)中森辰一、皆川けいし、藤井とし子の3市議 = 15日、市役所内